

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成20年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成20年3月11日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

北上川（上流部）	内共第22号	北上川漁業協同組合	600	300	65	30		10					2	1						
岩洞湖	内共第23号	岩洞湖漁業協同組合		80	60			200	120				5		10	5	5			20,000
松川	内共第24号	松川淡水漁業協同組合	200	150	300								4	3						
雫石川	内共第25号	雫石川漁業協同組合	2,000	500	150			350					19	1						1,000
		雫石川東部漁業協同組合	200	30	20	10		10						3	2					
築川	内共第26号	盛岡河川漁業協同組合	300	200	30	10							5	2						
稗貫川	内共第27号	稗貫川漁業協同組合	1,300	700	100	30							38	2						
猿ヶ石川	内共第28号	上猿ヶ石川漁業協同組合	1,000	300	100	30		50					25		1	1			100	1
		猿ヶ石川漁業協同組合	450	150	50	30		170						1	1	1	10		10	300
豊沢川	内共第29号	豊沢川漁業協同組合	600	180	20	10		10					32							
和賀川（上流部）	内共第30号	西和賀淡水漁業協同組合	400	100	50								1	1						
和賀川（下流部）	内共第31号	和賀川淡水漁業協同組合	1,500	500	100	10							3	3						

胆沢川	内共第32号	胆江河川漁業協同組合	300	50	20	5							4	3								
広瀬川	内共第33号	業協同組合		20		5							2									
人首川	内共第34号			50	20	5							3									
衣川	内共第35号	衣川漁業協同組合	300	30	30								5									
磐井川	内共第36号	磐井川上流漁業協同組合		100	200								1									
砂鉄川	内共第37号	砂鉄川漁業協同組合	1,400	320	25	20							19	3								
大川	内共第38号	室根淡水漁業協同組合	70	35	10								4									
津谷川	内共第39号		20	15	10								3									
合 計			24,243	13,004	3,202	575		860	120	1,000尾	50	15	2	263	44	13	8	15	10,950	110	21,600	1

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゆ	1尾の重量	6グラム
やまめ	〃	6 〃
いわな	〃	6 〃
うなぎ	〃	30 〃
こい	〃	50 〃

- 2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。
- 3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。
- 4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定するなど産卵場の保護措置を講ずるものとする。
- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。
- 6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。